

とっとりUD施設 普及推進プログラム

鳥取県では誰もが利用しやすいUD（ユニバーサルデザイン）建築物の普及を促進するため、
建築物のUD整備に計画・設計・整備・普及の4ステップで支援を行う
「とっとりUD施設普及推進プログラム」に取り組んでいます!!

2023年度版

～とっとりUD施設普及推進プログラムの4ステップ～

1 計画

1ページ

とっとりUDアドバイザー登録派遣制度

●利用者、専門家の各アドバイザーを登録・派遣し、建築物のUD整備を助言します。

利用者 高齢者・障がい者・子育て **専門家** 建築士・介護士・保健師 等



2 設計

2ページ

とっとりUD施設認証制度

●福祉のまちづくり条例に適合し、更に施設整備（ハード）、
運営・サービス（ソフト）の両面でUD整備に取り組む建築物を
★★★★★の3段階で認証します。

〔整備例〕ハード：各階に車いす使用者用トイレを設置（条例基準は1以上）等
ソフト：UDアドバイザーの意見反映、筆談ボードの設置等



3 整備

3～5
ページ

福祉のまちづくり推進事業補助金

●建築物のバリアフリー整備に市町村と協調して助成します。（補助率1/2・2/3）

●UD施設認証に必要な整備は、助成額を更に上乗せします。

例）車いす使用者用トイレ：130万円（通常助成）+130万円（UD施設認証上乗せ）



4 普及

6ページ

とっとりUDマップ

●バリアフリー整備された施設の情報、子育てパスポート協賛店、高齢・
障がい者が利用できる割引情報を電子地図上で提供するアプリです。

●バリアフリースイッチなどの施設情報を、施設用途や利用者条件と
組み合わせて簡単に検索ができます。



鳥取県

1 計画 とっとりUDアドバイザー登録派遣制度

とっとりUDアドバイザー登録派遣制度は、建築物における利用者や専門家のアドバイザーを派遣し、UD整備の助言を行う制度です。

施設整備の計画段階から利用者や専門家の目線で助言を行い、施設整備（ハード）と運営・サービス（ソフト）の両面からUD整備を支援します。

■アドバイザーの区分

アドバイザーは利用者、専門家の2つの区分があり、県が開催する養成講習会を修了した者を県が登録し、施設所有者等の要望に応じて登録したアドバイザーを派遣します。

○利用者アドバイザー

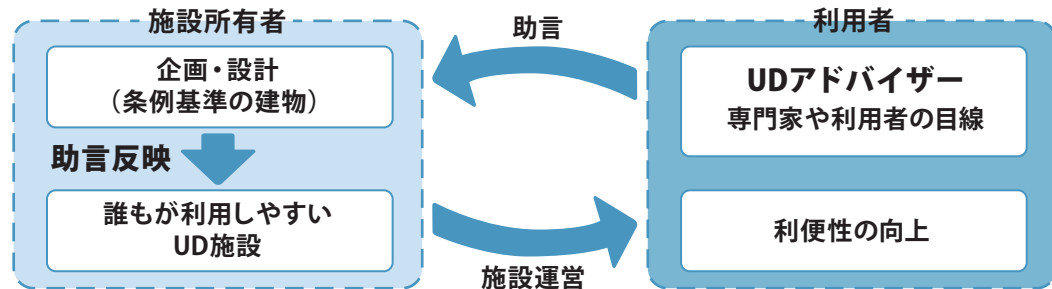
高齢者、障がい者（聴覚、視覚、肢体不自由、内部）、子育て経験者 等

○専門家アドバイザー

建築士、社会福祉士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、歩行訓練士、医師、保健師、看護師、保育士、幼稚園教諭、子育て支援員等の資格を有する者 等

■アドバイザー派遣の効果

施設所有者等は、UDアドバイザーの助言を基に、利用者が不便に感じている課題を認識し、助言から得られた意見や改善方を施設のUD整備（ハード）及び運営・サービス（ソフト）に反映することで利用者の利便性向上を目指します。



■派遣手続きの流れ

1. 施設所有者等は、「派遣申請書」及び「設計図書」を提出
2. 施設所有者等の希望に沿って、県がUDアドバイザーを選定
3. 県は関係者の日程を調整し、UDアドバイザー派遣会議の開催の決定について通知
4. UDアドバイザー派遣会議を開催。(※1)「施設への点検・助言」を行う
5. 後日UDアドバイザー代表から会議の意見をまとめた「報告書」が施設所有者等に提出される
6. 施設所有者等は報告書に対して反映する事項について県へ提出
7. 県は施設の点検及び助言を反映した内容について、県ホームページに掲載

※1 民間施設の場合は、県が派遣費用を負担

2 設計 とっとりUD施設認証制度

とっとりUD施設認証制度は、鳥取福祉のまちづくり条例の整備基準に適合し、さらにUD施設整備（ハード）、運用・サービス（ソフト）の両面の取組内容に応じ、★・★★・★★★の3段階で格付・認証する制度です。認証した施設は、県のホームページ等で公表し、施設利用者の利便性の向上を図ります。

主なUD整備の評価項目は、UD施設整備（ハード）では、建築物内部の設備における9項目を評価し、運用・サービス（ソフト）では、利用者へのソフト対応3項目を評価します。評価点の合計点数の割合に応じて認証ランクに応じた認定証を付与します。(★★以上の認定は、UDアドバイザー(※P.1を参照)の助言反映が必須となります。)

事業者は認証マーク等を施設利用者がわかりやすい位置に掲示し、誰もが利用しやすいUD施設としてPRすることができます。

■とっとりUD施設の認証基準

評価項目	評価基準	評価点
UD施設整備（ハード）		
(1) エレベーターの設置	・複層階の施設のみ	必須
(2) 敷地内の通路	・夜間照明等の設置 ・スロープ（勾配1/15以下）の設置	1点
(3) 駐車施設の整備	・車いす使用者用駐車場とハートフル駐車場を設置（1点） ・車いす使用者用駐車場又はハートフル駐車場に屋根を設置（1点）	2点
(4) 屋外の出入口の整備	・屋外との出入口は自動ドアを整備	1点
(5) 廊下の整備	・両側に手すりの設置	1点
(6) ホテルまたは旅館の客室の整備	・車いす使用者客室を条例規定数+1	2点
(7) 車いす使用者用便房の整備	・利用居室のある階すべて（平屋の場合は2以上）設置	2点
(8) 高齢者又は乳幼児用設備の整備	・キッズルーム、授乳室又は利用者の休憩室を設置（2点） ・車いす使用者用便房に大型ベッドを設置（1点）	2点
(9) 物品販売店又は飲食店の利用居室の整備	・物品販売店は、内部の通路の幅を120cm以上確保（1点） ・飲食店は通路の幅が90cm以上、テーブル又はカウンターに設ける椅子を半数以上可動式とする（1点）	1点
運用・サービス（ソフト）		
(1) 運営面の配慮	・貸出用車いす又は筆談ボード（タブレット端末を含む。）を設置	1点
(2) あいサポート企業の登録及び従業員の教育	・あいサポート企業に登録し、定期的に従業員にUDに関する教育の実施	1点
(3) UDアドバイザー（※P.1を参照）の助言	・UDアドバイザーの助言を施設の整備又は運営に反映	1点

■認証までの流れ

1. 施設所有者等から、認証を希望する建築物の設計又は工事の段階で、認証基準の適合について所管行政庁（※1）に事前協議
2. 施設所有者等から、当該建築物の工事完了後、交付請求書等（※2）を所管行政庁に提出
3. 県より評価基準の適合状況の審査が行われる
4. 認証された場合は、県から認定証及び認証マークが交付される

※1 建設地を所管する市又は県総合事務所、東部建築住宅事務所

※2 1) とっとりUD適合認定証交付請求書 2) 検査済証の写し 3) 建築物移動等円滑化基準チェックリスト
4) 認証基準チェックリスト

とっとりUD施設に認証されると「福祉のまちづくり推進事業補助金」で補助金額の加算措置が受けられます！（※P.5を参照）



3 整備 福祉のまちづくり推進事業補助金〔A〕

福祉のまちづくり推進事業補助金は、バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例のバリアフリー基準等に基づき、施設のバリアフリー整備を行う費用の一部を助成する補助金です。補助金の申請先は、当該建築物がある市町村です。（市町村が制度を設けていない場合は、ご利用いただけません。※裏表紙を参照）

■補助の要件

- ・バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例に定める**特定建築物**（表A）又は**特別特定建築物**（表B）であること
- ・**とっとりUDマップ**（県が提供するバリアフリー施設情報を掲載した電子地図 ※P.6を参照）に施設を掲載すること
- ・新築、増築、改築（以下「新築等」という）を行う部分がバリアフリー基準に適合すること
- ・改修、用途変更（以下「改修等」という）を行う部分がバリアフリー基準に適合すること
- ・延床面積2,000㎡以上の特別特定建築物の新築のうち、◎が付いている建物用途は補助対象外
- ・分譲マンションなど、区分所有権の共同住宅は補助対象外

■補助メニュー 補助対象上限額に補助率を乗じたものが補助金の限度額になります。

多数の方が利用する建築物

A. 特定建築物 のバリアフリー化を行う場合（補助対象上限額に対して1/2 補助）

- ・卸売市場、工場、事務所、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- ・学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
- ・自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用を除く）

表A	メニュー	補助対象上限額		バリアフリー法等の基準の適合内容及び補助要件等
		新築等	改修等	
1	車いす使用者用トイレ又は車いす使用者用簡易便房の整備	130万円	330万円	【新築等の場合】バリアフリー非対応のトイレを設置する場合の費用との差額、出入口の自動扉又は引戸化、大型ベッド、ベビーチェア、ベビーベッド等の設置が補助対象です。 【改修等の場合】道等又は車いす使用者用駐車場から当該トイレ及び利用居室（当該トイレと同一階にあるものに限る）までの経路をバリアフリー化することが補助の要件です。バリアフリースイートイレ改修費用（出入口の自動扉又は引戸化、大型ベッド、ベビーチェア、ベビーベッド等の設置）、玄関から当該トイレ及び利用居室までの経路のバリアフリー化整備費用が補助対象です。道等又は車いす使用者用駐車場から玄関までの経路のバリアフリー化の補助は「玄関の整備」メニューをご利用ください。
2	エレベーターの設置	330万円	2,200万円	バリアフリー対応エレベーターの整備費用が補助対象です。
3	玄関の整備	—	330万円	道等又は車いす使用者用駐車場から玄関までの経路をバリアフリー化することが補助の要件です。玄関出入口の自動扉又は引戸化、音声誘導装置等の設置、道等又は車いす使用者用駐車場から玄関までの経路のバリアフリー化に必要な経費が補助対象です。
4	音声誘導装置等の設置	1箇所あたり100万円（3箇所以内）		音声により視覚障がい者を誘導する設備（音声誘導装置及び点字表示板等）の整備費が補助対象です。
5	オストメイト用設備の設置	110万円		オストメイト専用の流し台を設置し、温水が出る混合水洗を備えたものが補助対象です。（便器の給水栓から分岐するホース型の設備は補助対象外）
6	車いす使用者用駐車場屋根の設置	220万円		車いす使用者用駐車場から玄関までの経路をバリアフリー化することが補助の要件です。車いす使用者用駐車場の屋根及び当該屋根から玄関までの経路に設置する屋根、車いす使用者用駐車場から玄関までの経路のバリアフリー化が補助対象です。
7	電光掲示板、フラッシュライト等の整備	50万円		聴覚障がい者に緊急情報を伝達できる設備費用が補助対象です。なお、電光掲示板は案内所に設置するものに限りです。
8	建築主の提案によるバリアフリー整備	—	50万円	建築物の床面積が1,000㎡未満の既存建築物において、上記メニューの経路のバリアフリー化に要する費用が対象です。また、建築設計標準（※1）に示すバリアフリー整備に係る費用が補助対象です。

※1 高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和3年3月国土交通省）を指す。

福祉のまちづくり推進事業補助金〔B〕

不特定多数の方が利用し、または主として高齢者、障がい者等が利用する民間建築物

B. 特別特定建築物 のバリアフリー化を行う場合（補助対象上限額に対して2/3 補助）

- ◎特別支援学校・小中学校（公立を除く）
- ◎病院又は診療所
- ◎劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- ◎博物館、美術館、図書館、展示場、集会場又は公会堂
- ◎百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- ◎ホテル、旅館、公衆浴場
- ◎主として高齢者、障がい者等が利用する老人ホーム等
- ◎老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター等
- ◎体育館又は水泳場（一般公共の用に供されるものに限る）等
- ◎飲食店、郵便局、銀行、理美容院、クリーニング店等
- ・各種私立学校、専修学校
- ・共同住宅、寄宿舎又は下宿
- ・ガス、電気、電気通信の用に供する事務所
- ・自動車教習所又は職業訓練校・車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で、旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- ・福祉ホーム等、保育園
- ・一般公共の用に供される自動車の停留又は駐車のための施設
- ・公衆便所
- ・体育館又は水泳場等（左記を除き、かつ、企業の福利厚生のものを除く）
- ・複合用途建築物

表B	メニュー	補助対象上限額		バリアフリー法等の基準の適合内容及び補助要件等
		新築等	改修等	
1	車いす使用者用トイレ又は車いす使用者用簡易便房の整備	130万円	330万円又は550万円（※2）	【表A-1】と同様の内容
2	エレベーターの設置	330万円	2,200万円	【表A-2】と同様の内容
3	玄関の整備	—	330万円又は550万円（※2）	【表A-3】と同様の内容
4 5 16	4から16までに掲げる整備	—	4～16までの合計555万円	4 和式便器の洋式化 50万円/箇所 5 小便器の低リップ化 30万円/箇所 6 手洗い器の自動水栓化 20万円/箇所 7 車いす使用者用便房のブース設置 80万円/箇所 8 トイレの自動扉又は引戸化等 180万円/箇所 9 トイレの手すりの設置 15.5万円/箇所 10 ベビーチェアの設置 10万円/箇所 11 ベビーベッドの設置 120万円/箇所 12 敷地、建物へ手すりの設置 11.5万円/m 13 廊下幅拡張改修 10万円/m 14 利用居室内の出入口改修 180万円/箇所 15 点字ブロックの設置 2.5万円/㎡ 16 利用居室内の段差解消用スロープの整備 20万円/箇所
17	ホテル・旅館の車いす使用者用客室の整備	—	550万円	道等又は車いす使用者用駐車場から当該客室までの経路をバリアフリー化することが補助の要件です。客室のバリアフリー改修費用、玄関から当該客室までの経路のバリアフリー化整備費用が補助対象です。なお、道等又は車いす使用者用駐車施設から玄関までの経路のバリアフリー化の補助は「玄関の整備」メニューをご利用ください。
18	音声誘導装置等の設置	1箇所あたり100万円（3箇所以内）		【表A-4】と同様の内容
19	オストメイト用設備の設置	110万円		【表A-5】と同様の内容
20	車いす使用者用駐車場屋根の設置	220万円		【表A-6】と同様の内容
21	電光掲示板、フラッシュライト等の整備	50万円		【表A-7】と同様の内容
22	建築主の提案によるバリアフリー整備	—	50万円	【表A-8】と同様の内容

※2 劇場、観覧場、映画館、演劇場、集会場、公会堂、百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗、ホテル、旅館及び飲食店の用途

3 整備 福祉のまちづくり推進事業補助金 [C]

C. とっとりUD施設認証（※P.2を参照）に必要な整備を行う場合（表Bの助成額に上乗せ）

表C	メニュー	補助対象上限額		バリアフリー法等の基準の適合内容及び補助要件等
		新築等	改修等	
1	車いす使用者用トイレの整備	130万円	330万円又は550万円（※3）	【新築等の場合】不特定多数の者が利用する居室がある階に車いす使用者用便房（1階建ての建築物は、2以上の車いす使用者用便房）を設置する必要があります。 【改修等の場合】上記及び【表A-1】と同様の内容
2	玄関の整備	—	330万円又は550万円（※3）	【表A-3】の内容に加えて、道路から玄関までの経路に夜間照明を設置すること、勾配が15分の1以下のスロープを設置することが必要です。
3	ホテル・旅館の車いす使用者用客室の整備	—	550万円	【表B-17】の内容に加えて、車いす使用者用客室を条例基準よりも多く設けることが必要です。
4	車いす使用者用駐車施設の整備	220万円		下記のいずれかの整備が対象です。 ・車いす使用者用駐車施設とは別にハートフル駐車場を設ける ・車いす使用者用駐車施設又はハートフル駐車場に屋根を設置する
5	高齢者又は乳幼児用設備の整備	55万円		下記のいずれかの整備が対象です。 ・キッズルーム又は授乳室を設置する ・利用者の休憩室を設置する ・車いす使用者用便房に大型ベッドを設置する
6	UDアドバイザーの助言に係る構造及び設備に関する整備	50万円 【表B-22】の額に上乗せ		UDアドバイザーの助言を、施設の整備又は運営に取り入れるときに必要な経費（備品購入費等を除く）が補助対象です。

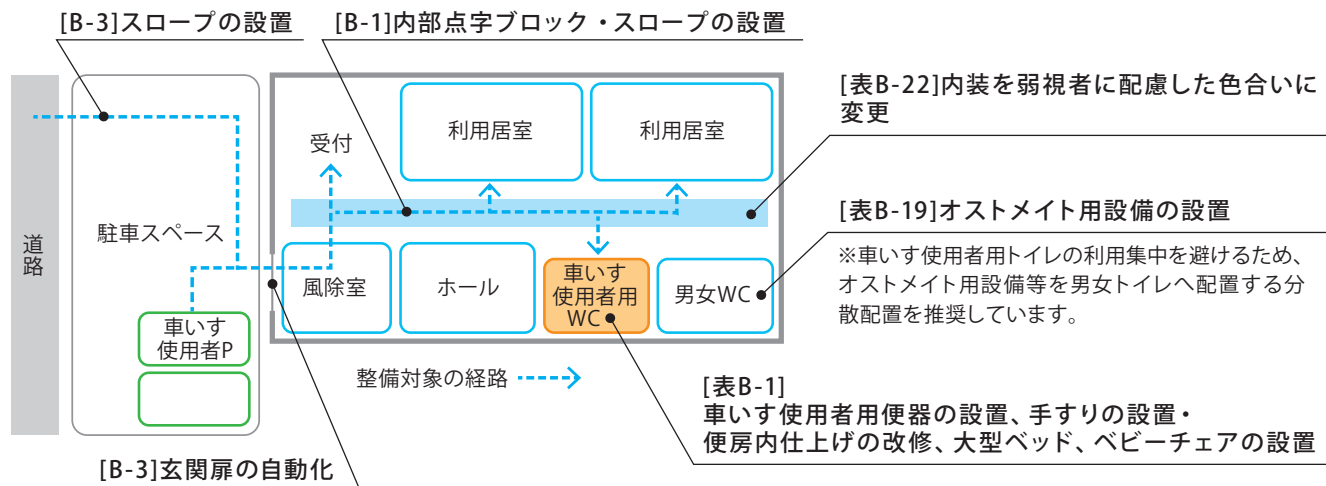
※3 劇場、観覧場、映画館、演劇場、集会場、公会堂、百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗、ホテル、旅館及び飲食店の用途

■整備の事例 改修総工事費：1,260万円 補助額：約840万円 事業者負担：約420万円

110㎡の飲食店（特別特定建築物）を改修し、車いす使用者用トイレ等を設置（とっとりUD施設認証の建物以外）

対象	別表番号	整備内容	補助対象上限額	補助率	補助額（※）
①	表B-1	車いす使用者用トイレの整備（大型ベッド、ベビーチェアの設置、玄関から当該トイレ及び利用居室までの経路のバリアフリー化）	550万円	2/3	366.6万円
②	表B-3	玄関の整備（玄関入口の自動ドア化、道等から玄関までの経路のバリアフリー化）	550万円		366.6万円
③	表B-19	男女トイレにオストメイト用設備を設置	110万円		73.3万円
④	表B-22	建築主の提案（廊下の内装を弱視者に配慮した色合いに変更）	50万円		33.3万円
合 計			1,260万円		839.8万円

※実際の工事費（補助対象経費）に補助率を乗じた最大補助額です。実際と異なる場合がありますのでご了承ください。



4 普及 とっとりUDマップ

とっとりUDマップは、バリアフリー整備された施設の情報を電子地図上で提供するアプリです。車いす使用者用駐車施設、バリアフリースイレ、出入口段差の有無等の情報を用途や利用者条件と組み合わせて簡単に検索ができ、経路案内機能を備えるとともに、子育て世帯、高齢者、障がい者が利用できる優待・割引の情報もバリアフリー情報と一緒に提供しています。

■マップの機能

施設の検索	○『施設名検索』『かんたん検索』『詳細検索』の3つの方法で施設を検索
施設情報の検索	○ 検索結果をマップやリストに表示。施設の住所、電話番号など詳細情報やバリアフリー情報、子育て応援協賛店パスポートの協賛店情報等を提供
不具合情報の受付	○ 利用者からバリアフリー設備の不具合情報を受け付ける機能を付加 ○ 報告をオーナーが受け取った場合は、所管行政庁から改善方法や補助金情報を案内
多言語表示	○ 外国人の方も利用できるよう、英語、中国語、韓国語、ベトナム語に対応

■マップの利用イメージ

LINEのお友達登録から、とっとりUDマップへ移動

施設を検索

検索結果をマップやリストに表示

施設の詳細を表示



■マップの利用方法

Step1

下記のQRコードから、とっとりUDマップの公式LINEを友達登録

Step2

LINEメニュー画面「とっとりUDマップ」をクリック

マップのご利用はこちらから！



※インターネットからの利用も可能です。

■施設登録の方法（施設管理者向け）

Step1

とっとりUDマップ又はオーナー登録用QRコードからオーナー情報と施設情報を登録

Step2

県の承認後マップに掲載完了！

オーナー登録用



■各市町村の補助制度に関するお問合せ・ 補助金の申請書提出先はコチラへ

詳細な手続き及び、バリアフリー法に基づく認定特定建築物の整備に関する補助内容については、以下の市町村窓口へお問合せください。**工事着手前**に申請が必要です。

市町村名	担当課	電話番号	補助制度
鳥 取 市	建築指導課	0857-30-8361	○
米 子 市	建築相談課	0859-23-5227	○
倉 吉 市	建築住宅課	0858-22-8175	○
境 港 市	建築営繕課	0859-47-1062	○
岩 美 町	健康福祉課	0857-73-1333	○
若 桜 町	福祉保健課	0858-82-2232	○
智 頭 町	地域整備課	0858-75-4113	○
八 頭 町	福 祉 課	0858-72-3590	○
三 朝 町	健康福祉課	0858-43-3520	○
湯梨浜町	総合福祉課	0858-35-5373	○
琴 浦 町	建設住宅課	0858-55-7805	○
北 栄 町	福 祉 課	0858-37-5852	○
日吉津村	建設産業課	0859-27-5953	○
大 山 町	福祉介護課	0859-54-5207	○
南 部 町	町民生活課	0859-66-3114	—
伯 耆 町	福 祉 課	0859-68-5534	○
日 南 町	福祉保健課	0859-82-0374	○
日 野 町	建設水道課	0859-72-0350	—
江 府 町	総 務 課	0859-75-2211	—

■とっとりUD施設普及推進プログラムに関する お問合せはコチラへ

鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220
TEL:0857-26-7697 FAX:0857-26-8113
E-mail:jyutaku-seisaku@pref.tottori.lg.jp

住宅政策課の
HPはこちらです

